

令和2年（2020年）
第3回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第74号議案 町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例		
【議案提出の目的】			
新型コロナウイルス感染症の今後の影響を鑑み、各附属機関の会議の開催方法等を規則に委任するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 会議に関する規定等について、以下の15本の条例を整備します。			
<ul style="list-style-type: none">・町田市交通安全推進協議会設置条例・町田市住居表示整備審議会条例・町田市防災会議条例・町田市文化財保護条例・町田市立図書館協議会条例・町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例・町田市国民保護協議会条例・町田市障がい者施策推進協議会条例・町田市保健所条例・町田市大気汚染障がい者認定審査会条例・町田市生涯学習審議会条例・町田市子ども・子育て会議条例・町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例・町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例・町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例			
○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】			
○ 地方自治法第138条の4第3項及び同法第202条の3			
【経緯】			
○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人と人の接触をできるだけ少なくすることが求められています。			
○ 現在の各条例の規定では、議事運営にあたって集合方式による会議のみを想定しています。			
○ そのため、今後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合などに、会議の開催が困難な状況が見込まれます。			
【改正により何が変わるか】			
○ 災害その他の特別の理由により集合方式による会議の開催が困難な場合でも、書面による審議等ができるようになり、市政が停滞することのない持続可能な体制が整備されます。			
問合せ先	総務部 総務課長 谷	電話	724-2104

議案概要

議案名	第75号議案 町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 保健所に勤務する職員等が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特殊勤務手当の支給限度額について、特例を定めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特殊勤務手当のうち「新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合」の危険手当の支給限度額について、「1日につき3,000円を超えない範囲内」とする特例を定めます。○ 公布の日から施行し、町田市において新型コロナウイルス感染症に係る業務が発生した日(2020年2月19日)から適用します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 東京都は、令和2年(2020年)第2回都議会定例会で同様の条例改正を行っています。			
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2761

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第76号議案 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 今後、会計年度任用職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合を想定し、会計年度任用職員に対して特殊勤務手当に相当する報酬を支給した場合の期末手当の額の決定に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計年度任用職員の期末手当の算定基礎額について、特殊勤務手当に相当する報酬を含まない取扱いにするため、規定を改めます。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都は、2020年6月、会計年度任用職員に特殊勤務手当に相当する報酬を支給することができるようにするとともに、期末手当の算定基礎額に特殊勤務手当に相当する報酬を含まない規則改正をしています。 ○ 町田市では、当面、会計年度任用職員が特殊勤務に従事する予定はありませんが、今後、必要が生じたときに、迅速な対応ができるように、条例を改正するものです。 			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 横山</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>

議案概要

議案名	第 7 7 号議案 町田市手数料条例等の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、及びコンビニエンスストアにおいて証明書自動交付サービスを利用した場合の手数料の減額特例措置の期間を延長するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 通知カードの制度が廃止されたため、通知カードの再交付手数料の規定を削ります。
- 2018 年度から実施している「コンビニエンスストアでのマイナンバーカードを利用した自動交付機による証明書交付手数料を 50 円減額する特例措置」を 2 年間延長し、2022 年度までとします。

手数料区分	窓口手数料	自動交付機により交付する手数料	
		特例措置が無い場合	特例措置が有る場合
課税台帳の記載事項に関する証明手数料、印鑑登録証明手数料、住民票等の交付手数料	300 円	200 円	150 円
戸籍の謄本又は抄本等の交付手数料	450 円	300 円	250 円

- 公布の日から施行します。

【関係法令】

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）

問合せ先	市民部 市民課長 白川 市民部 市民課マイナンバー担当課長 牧	電話	724-4225 860-6195
------	------------------------------------	----	----------------------

議案概要

議案名	第78号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 個人住民税

(1) ひとり親控除について[2021年1月1日施行]

- ① これまでの寡夫控除を廃止し、生計を一にする子を有する単身者について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、ひとり親控除を適用します。
- ② ひとり親控除額を30万円とします。
- ③ 寡婦控除、ひとり親控除は、前年の合計所得金額が500万円以下の場合を対象とします。

<改正前> [寡婦（寡夫）控除]

※表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額（万円）

本人が（女性）の場合

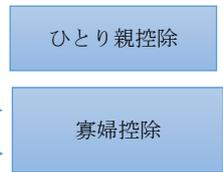
本人が（男性）の場合

配偶関係		死別		離別		
本人所得		500万円以下	500万円以上	500万円以下	500万円以上	
扶養親族	有	子	30	26	30	26
		子以外	26	26	26	26
	無	26	—	—	—	

配偶関係		死別		離別		
本人所得		500万円以下	500万円以上	500万円以下	500万円以上	
扶養親族	有	子	26	—	26	—
		子以外	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	

<改正後> [寡婦控除、ひとり親控除]

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 500万円以下	
本人所得		500万円以下	500万円以上	500万円以下	500万円以上		
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	26	—	26	—	—
	無	26	—	—	—	—	



(2) 非課税制度について[2021年1月1日施行]

非課税制度の対象者として、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親を加えます。

○ 延滞金に係る利率の引き下げ[2021年1月1日施行]

(1) 法人市民税について、市中金利の実勢を踏まえ、納期限の延長があった場合の延滞金利率を現行の「1.6%」から「1.1%」に引き下げます。また、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、文言整理を行います。

(2) 以下の条例について「延滞金特例基準割合」の文言整理を行います。[2021年1月1日施行]

- ・ 町田市介護保険条例
- ・ 町田市後期高齢者医療に関する条例
- ・ 町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

【関係法令】

- 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)
- 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)

問合せ先	財務部 市民税課長 佐藤	電話	724-3067
	財務部 資産税課長 田野倉		724-2119
	財務部 納税課長 中村		724-2122

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第79号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ [管理者要件の緩和] 2021年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は「主任介護支援専門員」でなければなりません。が、「主任介護支援専門員」の確保が著しく困難である場合など、やむを得ない理由がある場合については、臨時的に「介護支援専門員」を管理者とする取扱いを可能とします。</p> <p>○ 2021年4月1日から施行します。</p> <p>○ [管理者要件の適用時期の猶予] 2021年3月31日時点で「主任介護支援専門員でない者」が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を「主任介護支援専門員」とする要件の適用を「2027年3月31日まで」猶予します。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 いきいき総務課長 佐藤</p>	<p>電話</p>	<p>724-3291</p>

議案概要

議案名	第80号議案 町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

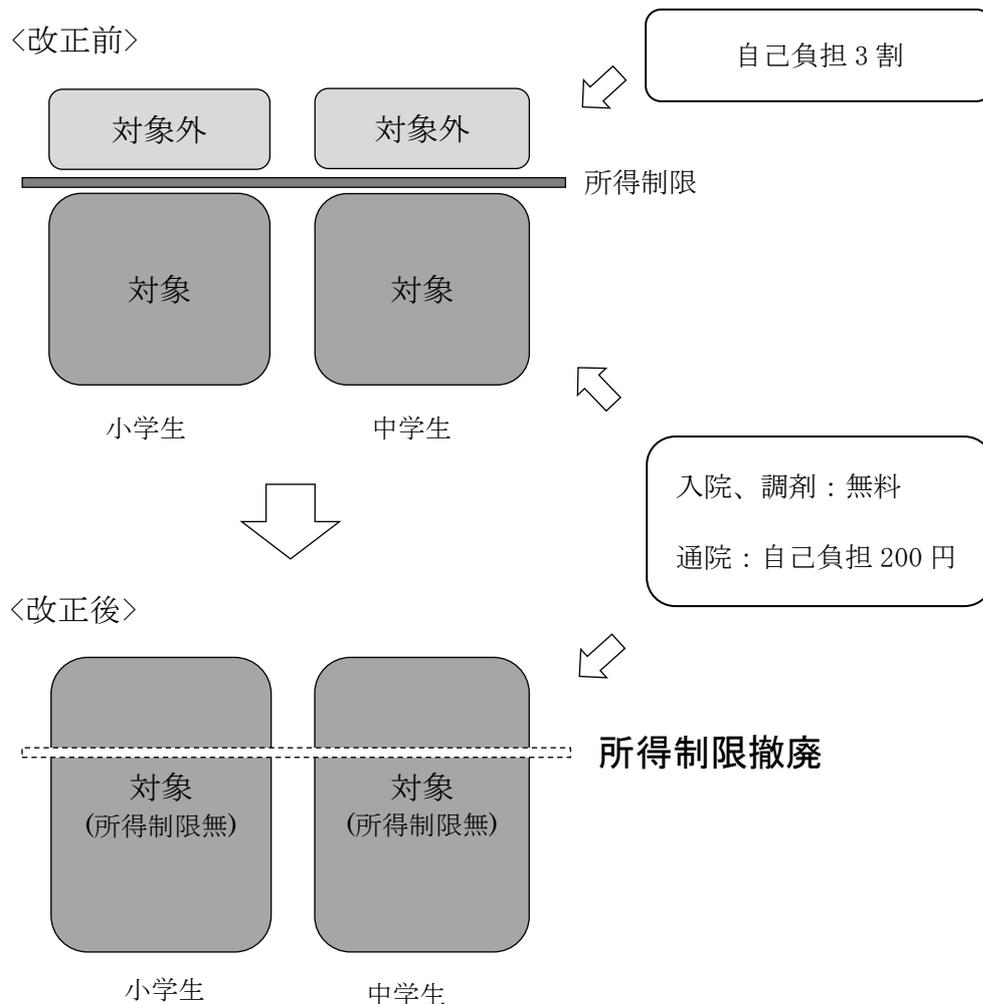
安心して子育てができる環境を整備することを目的として、義務教育就学児の医療費の助成における所得制限を撤廃するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 義務教育就学児の医療費の助成における所得制限の規定を削ります。
- 2021年4月1日から施行します。

【改正により何がかわるか】

- 医療費助成の所得制限が撤廃されることによって、すべての義務教育就学児が医療費助成を受けられるようになります。



問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 鈴木	電話	724-2876
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例														
<p>【議案提出の目的】</p>															
<p>市民病院において出産する際に、無痛分べんの選択を可能にすることに伴い、無痛分べん加算を新設するため、及び受益者負担の適正化の観点から市民病院駐車場の駐車料金を改定するため、所要の改正をするものです。</p>															
<p>【議案の内容】</p>															
<p>○ 分べん介助料に無痛分べん加算(84,000円)を新設します。 ○ 2020年10月1日から施行します。</p>															
<p>○ 市民病院の駐車料金のうち「30分を超え4時間まで」の区分の駐車料金を改めます。 ○ 2021年1月1日から施行します。</p>															
<p style="text-align: center;"><改正前></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利用時間</th> <th style="width: 50%;">駐車料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30分を超え4時間まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>以降1時間ごと</td> <td>100円加算</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間	駐車料金	30分以内	無料	30分を超え4時間まで	100円	以降1時間ごと	100円加算		<p style="text-align: center;"><改正後></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">駐車料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>100円加算</td> </tr> </tbody> </table>	駐車料金	無料	200円	100円加算
利用時間	駐車料金														
30分以内	無料														
30分を超え4時間まで	100円														
以降1時間ごと	100円加算														
駐車料金															
無料															
200円															
100円加算															
<p>問合せ先</p>	<p>市民病院 医事課長 西澤</p>		<p>電話 722-2230</p>												

議案概要

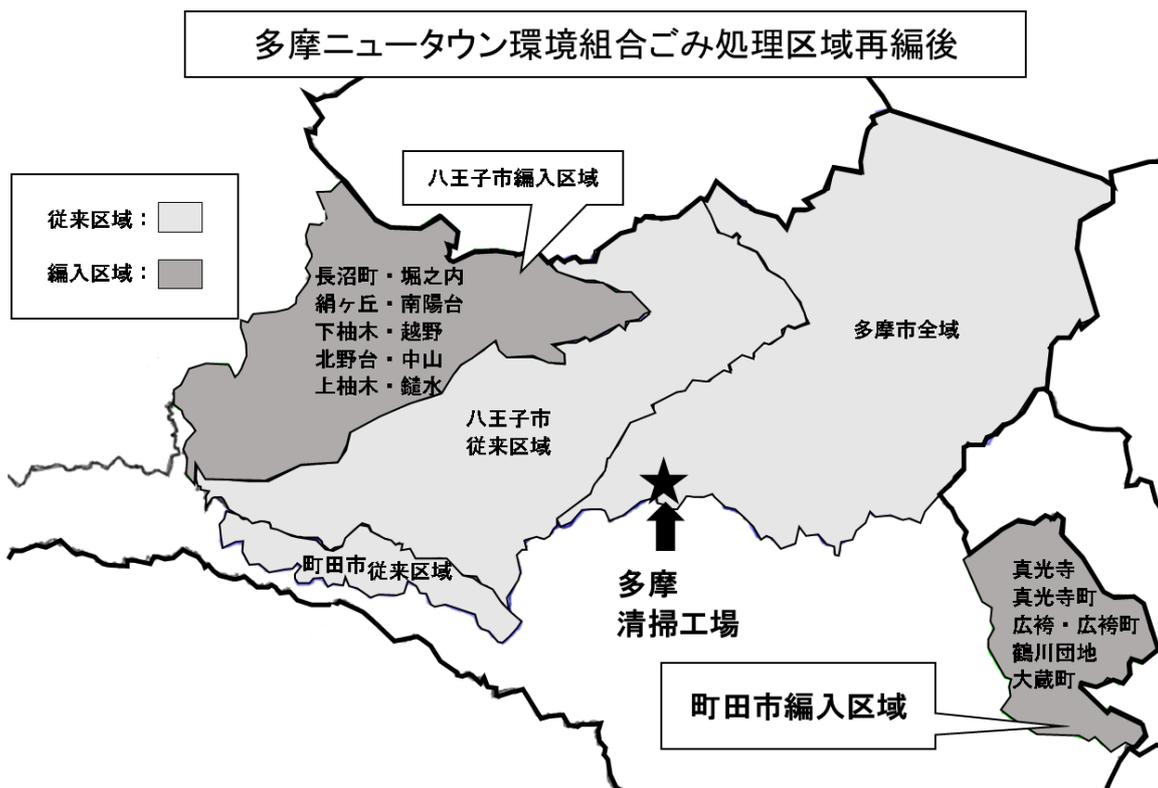
議案名	第82号議案 多摩ニュータウン環境組合規約の一部を改正する規約
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

多摩ニュータウン環境組合の処理区域の変更に伴い、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 2022年4月から町田市及び八王子市の区域の一部を新たに多摩ニュータウン環境組合のごみ処理区域に編入するものです。
- 町田市における編入区域は、「大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、同二丁目、同三丁目、広袴町、広袴一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、鶴川二丁目11番、同二丁目14番（鶴川団地に限る。）、同二丁目15番、同五丁目1番から4番まで、同五丁目6番、同六丁目7番（鶴川団地に限る。）及び同六丁目8番から9番まで」です。
- 八王子市における編入区域は、「下柚木、上柚木、中山、越野、南陽台一丁目、同二丁目、同三丁目、堀之内、鑑水、同二丁目、北野台一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、長沼町、絹ヶ丘一丁目、同二丁目及び同三丁目」です。
(下柚木、上柚木、鑑水、同二丁目、越野及び堀之内の一部は、既に従来区域です。)

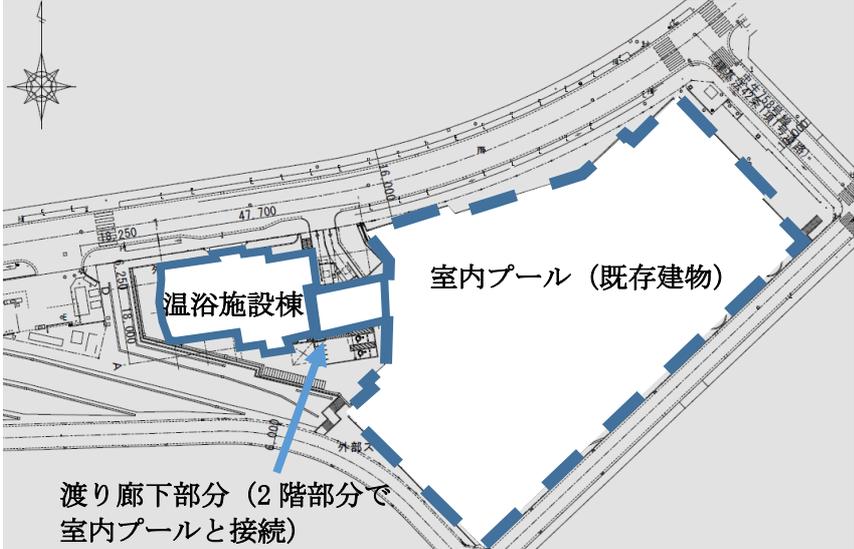


【議案の法的根拠】

- 地方自治法第286条（組織、事務及び規約の変更）
- 地方自治法第290条（議会の議決を要する協議）

問合せ先	環境資源部 環境政策課長 宮坂	電話	724-4379
------	-----------------	----	----------

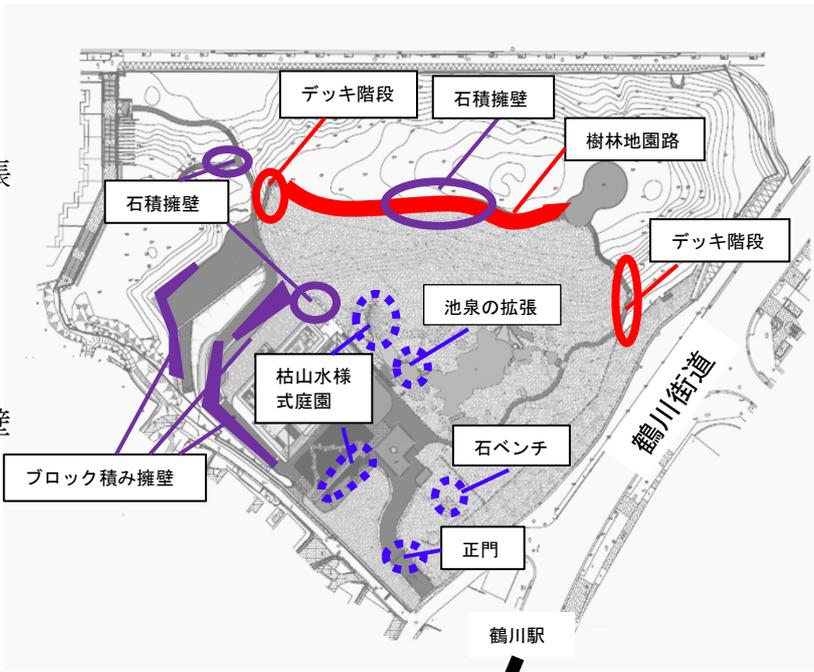
議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 3 号議案 健康増進温浴施設整備工事請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市 5 ヶ年計画の重点事業に掲げられている「健康増進施設の整備」を目的とし、市立室内プールに健康増進温浴施設を増築する工事請負契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進温浴施設を増築：鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造 地上 3 階 延べ面積（増築棟）1,890.60 m² ・上記に伴う外構工事 ・室内プールの健康増進温浴施設増築に伴う改修工事 			
<p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 健康増進温浴施設整備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 602,365,500 円 ○ 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号 株式会社イワヲ建設 代表取締役 鈴木 成彦 ○ 工 期 契約確定の日から 2021 年 10 月 29 日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4036</p>

議案概要

議案名	第84号議案 健康増進温浴施設整備給排水衛生設備工事請負契約		
<p>【議案提出の目的】 町田市5ヵ年計画の重点事業に掲げられている「健康増進施設の整備」を目的とし、市立室内プールに健康増進温浴施設を増築することに伴い、給排水衛生設備工事を行う工事請負契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生器具設備工事 ・ 給水設備工事 ・ 排水設備工事 ・ 給湯設備工事 ・ 消火設備工事 ・ ガス設備工事 ・ ろ過設備工事 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 健康増進温浴施設整備給排水衛生設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 168,270,300円 ○ 契約相手方 東京都町田市中町一丁目25番9号 シー・エイチ・シー・システム株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 ○ 工 期 契約確定の日から2021年10月29日まで 			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田	電話	724-2523 724-1293 724-4036

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 5 号議案 香山緑地整備工事（その 1）請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 香山緑地を町田市の観光拠点の一つとするため、園路や庭園等を整備する工事請負契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路の整備工事 樹林地園路、デッキ階段 ・庭園風景の整備工事 枯山水様式庭園、池泉の拡張 ・管理施設の整備工事 正門 ・サービス施設の整備工事 石ベンチ ・擁壁工事 ブロック積み擁壁、石積擁壁  <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 香山緑地整備工事（その 1） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 242,162,910 円 ○ 契約相手方 東京都町田市忠生三丁目 13 番地 21 株式会社南州建設開発興業 代表取締役 岩切 克之 ○ 工 期 契約確定の日から 2022 年 3 月 18 日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398</p>

議案概要

議案名	第86号議案 土地の買入れについて
-----	-------------------

【議案提出の目的】

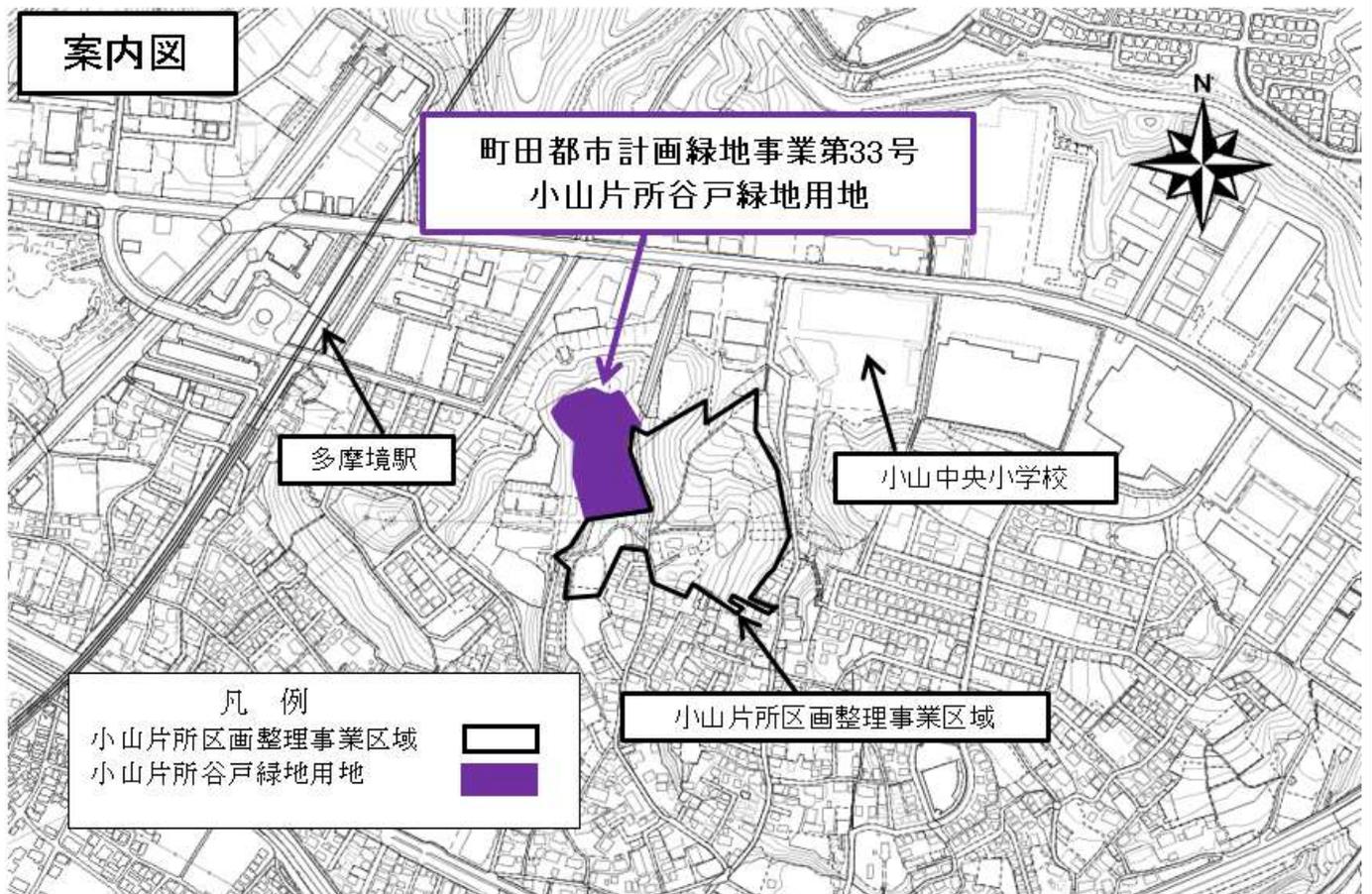
市街地にある貴重な自然環境を保全するため、町田都市計画緑地事業第33号小山片所谷戸緑地用地を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ予定日 2020年11月
- 買入れ相手方 町田市森野二丁目2番22号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市小山町字21号2318番3 ほか5筆
- 買入れ面積 5,675.35㎡
- 買入れ価格 152,113,330円

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 差押債権に係る取立訴訟の提起について		
<p>【議案提出の目的】 滞納市税の徴収のため、法人から滞納者に対して支払われる役員報酬を差し押さえたところ、当該法人が支払いに応じないことから、当該法人に対して支払いを求めるため、訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 滞納市税の徴収のため、滞納者の役員報酬の支払請求権を差し押さえたことにより、当該滞納者が代表取締役を務める法人は、町田市へ 1,724,357 円の支払い義務が生じています。○ 45,000 円の支払いを受けましたが、いまだに 1,679,357 円の支払いがないため、訴訟を提起するものです。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起）○ 国税徴収法第 67 条第 1 項（差し押えた債権の取立）○ 地方自治法施行令第 171 条の 2 第 1 項第 3 号（強制執行等）○ 民事執行法第 157 条（取立訴訟）			
問合せ先	財務部 納税課長 中村	電話	724-2122

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 8 号議案 国民健康保険療養給付費返還金に係る訴訟の提起について</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市の国民健康保険に加入していた者に対し、不当に給付を受けた療養給付費の返還を求めるため、訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市の国民健康保険に加入していた者が、被保険者資格を喪失した後に当該被保険者証を使用して診療を受けたため、不当に給付を受けた療養給付費 643,361 円の返還が必要となりました。 ○ いまだに 643,361 円の返還がないため、訴訟を提起するものです。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起） ○ 民法第 703 条（不当利得の返還義務） 			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 納税課債権対策担当課長 石川</p>	<p>電話</p>	<p>724-3295</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 9 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南 2338 号線その他の合計 10 路線 総延長 589mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 9 0 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線、他の路線と重複している路線、公園整備事業に伴い公園用地内に取り込まれる路線、河川改修事業に伴い河川区域内に取り込まれた路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 鶴川 232 号線その他の合計 8 路線 総延長 1,022mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 9 1 号議案 市道路線の変更について</p>		
<p>【議案提出の目的】 河川改修事業に伴い、既存路線の区域の一部を新設された道路の位置に変更するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 河川改修事業に伴い、河川区域内に取り込まれた既存路線（堺 672 号線）の一部、延長 146 mの市道を廃止し、新設された道路の延長 108mを新たに市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 2 項及び第 3 項(市道路線の変更)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第92号議案 小山子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
小山子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
団体名 特定非営利活動法人 青少年健全育成会ホシザクラ			
代表者名 理事長 山口 弘美			
所在地 東京都町田市小山町 172 番地			
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間			
2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間			
○ 施設概要			
名 称	小山子どもクラブ		
所 在 地	町田市小山町 1165 番地 3		
延床面積	469.16 m ²		
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）			
○ 町田市子どもセンター条例第10条第3項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-4097

議案概要

議案名	第93号議案 金森学童保育クラブ外2箇所の指定管理者の指定について																										
<p>【議案提出の目的】 金森学童保育クラブ外2箇所を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 代表者名 会長 小野 敏明 所在地 東京都町田市原町田四丁目9番8号 町田市民フォーラム4階</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>金森学童保育クラブ</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市金森東一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>小学校区</td><td>南第三小学校</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>231.04 m²</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>鶴川第四学童保育クラブ</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市鶴川三丁目22番地</td></tr> <tr><td>小学校区</td><td>鶴川第四小学校</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>264.47 m²</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>森野学童保育クラブ</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市森野二丁目21番28号</td></tr> <tr><td>小学校区</td><td>町田第四小学校</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>261.85 m²</td></tr> </table>				名 称	金森学童保育クラブ	所 在 地	町田市金森東一丁目2番1号	小学校区	南第三小学校	延床面積	231.04 m ²	名 称	鶴川第四学童保育クラブ	所 在 地	町田市鶴川三丁目22番地	小学校区	鶴川第四小学校	延床面積	264.47 m ²	名 称	森野学童保育クラブ	所 在 地	町田市森野二丁目21番28号	小学校区	町田第四小学校	延床面積	261.85 m ²
名 称	金森学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市金森東一丁目2番1号																										
小学校区	南第三小学校																										
延床面積	231.04 m ²																										
名 称	鶴川第四学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市鶴川三丁目22番地																										
小学校区	鶴川第四小学校																										
延床面積	264.47 m ²																										
名 称	森野学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市森野二丁目21番28号																										
小学校区	町田第四小学校																										
延床面積	261.85 m ²																										
<p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）</p>																											
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-2182																								

議案概要

議案名	第94号議案 どんろん子学童保育クラブ外3箇所の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 どんろん子学童保育クラブ外3箇所を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
団体名	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会		
代表者名	理事長 三階 広明		
所在地	東京都町田市中町一丁目19番5号		
○ 指定管理者が行う主な業務			
<ul style="list-style-type: none"> ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 			
○ 指定管理期間			
2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間			
○ 施設概要			
名称	どんろん子学童保育クラブ		
所在地	町田市金森東三丁目22番24号		
小学校区	南第四小学校		
延床面積	247.78 m ²		
名称	金井学童保育クラブ		
所在地	町田市金井ヶ丘一丁目30番2号		
小学校区	金井小学校		
延床面積	238.49 m ²		
名称	鶴川学童保育クラブ		
所在地	町田市鶴川六丁目5番地		
小学校区	鶴川第三小学校		
延床面積	223.33 m ²		
名称	南大谷学童保育クラブ		
所在地	町田市南大谷811番地1		
小学校区	南大谷小学校		
延床面積	245.47 m ²		
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）			
問合せ先	子ども生活部	児童青少年課長 早出	電話 724-2182

議案概要

議案名	第95号議案 小山ヶ丘学童保育クラブの指定管理者の指定について										
<p>【議案提出の目的】 小山ヶ丘学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 景行会 代表者名 理事長 齋藤 彰平 所在地 東京都町田市藤の台一丁目1番56号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td>小山ヶ丘学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市小山ヶ丘五丁目37番地</td> </tr> <tr> <td>小学校区</td> <td>小山ヶ丘小学校</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>403.19 m²</td> </tr> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）</p>				名 称	小山ヶ丘学童保育クラブ	所 在 地	町田市小山ヶ丘五丁目37番地	小学校区	小山ヶ丘小学校	延床面積	403.19 m ²
名 称	小山ヶ丘学童保育クラブ										
所 在 地	町田市小山ヶ丘五丁目37番地										
小学校区	小山ヶ丘小学校										
延床面積	403.19 m ²										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-2182								

議案概要

議案名	第96号議案 小山学童保育クラブ外1箇所の指定管理者の指定について																		
<p>【議案提出の目的】 小山学童保育クラブ外1箇所を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 貴静会 代表者名 理事長 小山 貴好 所在地 東京都町田市常盤町 2970 番地 1</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>小山学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市小山町 944 番地</td> </tr> <tr> <td>小学校区</td> <td>小山小学校</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>355.46 m²</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>桜の森学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市小山田桜台二丁目 7 番地</td> </tr> <tr> <td>小学校区</td> <td>小山田南小学校</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>226.77 m²</td> </tr> </table>				名 称	小山学童保育クラブ	所 在 地	町田市小山町 944 番地	小学校区	小山小学校	延床面積	355.46 m ²	名 称	桜の森学童保育クラブ	所 在 地	町田市小山田桜台二丁目 7 番地	小学校区	小山田南小学校	延床面積	226.77 m ²
名 称	小山学童保育クラブ																		
所 在 地	町田市小山町 944 番地																		
小学校区	小山小学校																		
延床面積	355.46 m ²																		
名 称	桜の森学童保育クラブ																		
所 在 地	町田市小山田桜台二丁目 7 番地																		
小学校区	小山田南小学校																		
延床面積	226.77 m ²																		
<p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）</p>																			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-2182																

議案概要

議案名	第97号議案 南第一さくら学童保育クラブの指定管理者の指定について										
<p>【議案提出の目的】 南第一さくら学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 団体名 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表者名 代表理事 田嶋 羊子 所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td>南第一さくら学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市南町田一丁目10番1号</td> </tr> <tr> <td>小学校区</td> <td>南第一小学校</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>183.37 m²</td> </tr> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）</p>				名 称	南第一さくら学童保育クラブ	所 在 地	町田市南町田一丁目10番1号	小学校区	南第一小学校	延床面積	183.37 m ²
名 称	南第一さくら学童保育クラブ										
所 在 地	町田市南町田一丁目10番1号										
小学校区	南第一小学校										
延床面積	183.37 m ²										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-2182								

議案概要

議案名	第98号議案 みわっこ学童保育クラブの指定管理者の指定について																		
<p>【議案提出の目的】 みわっこ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 三輪愛光会 代表者名 理事長 吉浦 三知子 所在地 東京都町田市三輪町 82 番地 7</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">みわっこ学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市三輪町 330 番地 1</td> </tr> <tr> <td>小学校区</td> <td colspan="3">三輪小学校</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">298.01 m²</td> </tr> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）</p>				名 称	みわっこ学童保育クラブ			所 在 地	町田市三輪町 330 番地 1			小学校区	三輪小学校			延床面積	298.01 m ²		
名 称	みわっこ学童保育クラブ																		
所 在 地	町田市三輪町 330 番地 1																		
小学校区	三輪小学校																		
延床面積	298.01 m ²																		
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-2182																

議案概要

議案名	第99号議案 町田市文化交流センターの指定管理者の指定について																																						
<p>【議案提出の目的】 町田市文化交流センターを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 団体名 株式会社 町田まちづくり公社 代表者名 代表取締役 石坂 丈一 所在地 東京都町田市原町田四丁目10番20号</p> <p>○ 指定管理者が行う業務 ・ 会議室・ホール等の貸出及び利用の承認等に関する業務 （予約、案内、机・椅子等の設営撤去、料金徴収、自動車・自転車駐車場の管理運営） ・ 施設の維持管理に関する業務（警備、清掃、保守点検） ・ 報告業務等</p> <p>○ 指定管理期間 2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市文化交流センター (プラザ町田内 地下2階・1階、5～7階)</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市原町田四丁目1番14号</td> </tr> <tr> <td>開 設 年 月</td> <td colspan="3">2008年5月</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階付7階建</td> </tr> <tr> <td>延 床 面 積</td> <td colspan="3">3590.73 m²</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td colspan="3">569.66 m²</td> </tr> <tr> <td>貸 出 施 設</td> <td colspan="3">会議室(6部屋)、ホール、スタジオ、ギャラリー、和室</td> </tr> <tr> <td>駐車場収容台数</td> <td colspan="3">機械式立体駐車場30台、障がい者用駐車区画1台</td> </tr> <tr> <td>駐輪場収容台数</td> <td colspan="3">51台(屋内31台、屋外20台)</td> </tr> </table>				名 称	町田市文化交流センター (プラザ町田内 地下2階・1階、5～7階)			所 在 地	町田市原町田四丁目1番14号			開 設 年 月	2008年5月			構 造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階付7階建			延 床 面 積	3590.73 m ²			敷 地 面 積	569.66 m ²			貸 出 施 設	会議室(6部屋)、ホール、スタジオ、ギャラリー、和室			駐車場収容台数	機械式立体駐車場30台、障がい者用駐車区画1台			駐輪場収容台数	51台(屋内31台、屋外20台)		
名 称	町田市文化交流センター (プラザ町田内 地下2階・1階、5～7階)																																						
所 在 地	町田市原町田四丁目1番14号																																						
開 設 年 月	2008年5月																																						
構 造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階付7階建																																						
延 床 面 積	3590.73 m ²																																						
敷 地 面 積	569.66 m ²																																						
貸 出 施 設	会議室(6部屋)、ホール、スタジオ、ギャラリー、和室																																						
駐車場収容台数	機械式立体駐車場30台、障がい者用駐車区画1台																																						
駐輪場収容台数	51台(屋内31台、屋外20台)																																						
<p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市文化交流センター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>																																							
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 増山	電話	724-2129																																				